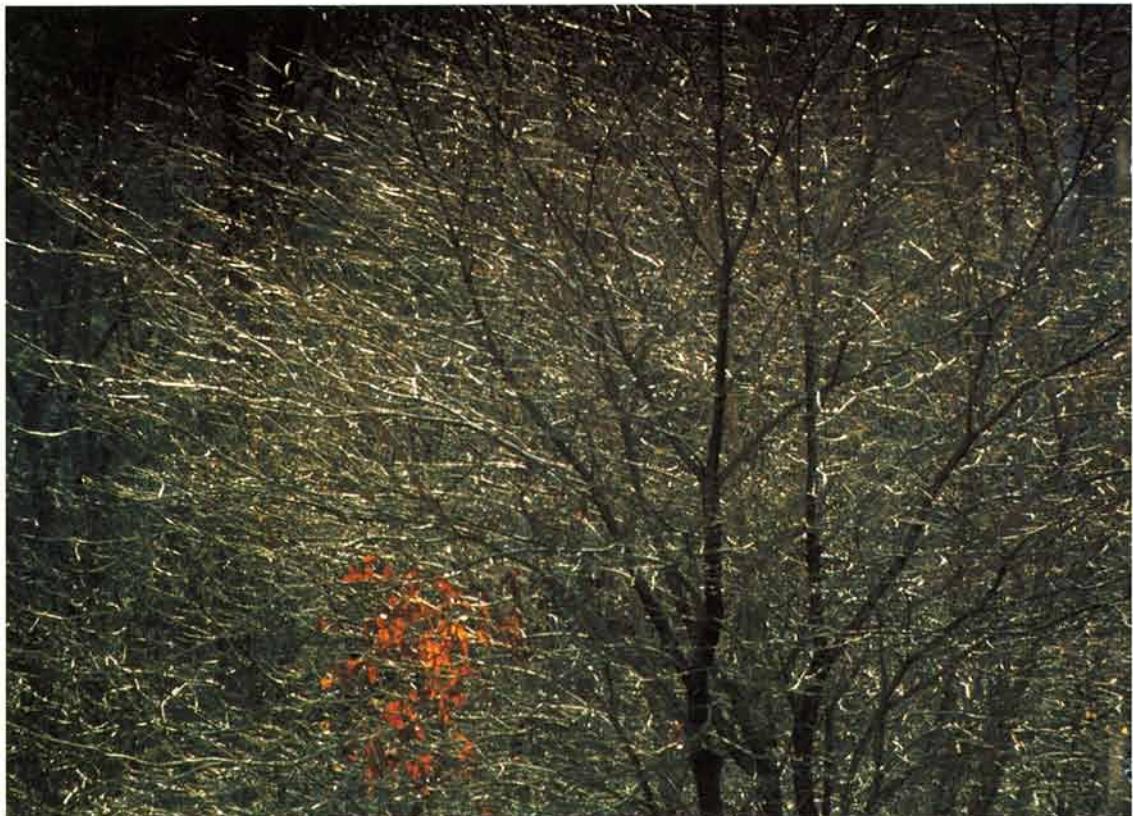


2004.11.30

# 釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



来年から登記が変わる

～いったいどこが変わるの～ (森 一也)

Vol.101

# 101号目次

## CONTENTS

- |    |                             |            |
|----|-----------------------------|------------|
| 3  | 来年から登記が変わる<br>－いったいどこが変わるもの | 森 一也       |
| 4  | 日司連の動き                      | 十勝支部 遠藤 豊和 |
| 4  | プロボノ活動に関する意見交換会に参加して        | 広報担当 嶋山 要藏 |
| 5  | 会員の動き                       |            |
| 6  | 業務日誌                        |            |
| 10 | 編集後記                        |            |

《表紙の写真》

「残秋」

平成16年11月撮影

橋場弘一事務所勤務  
今渕 誠

## 来年から登記が変わる

森 一也



不動産登記法が  
現代語化および  
オンライン申請  
制度の創立を核  
として全く新た  
に制定されます。

とりあえずオンライン化はまだ先の話  
だが、私たちにとっていつたい何が変  
わり、どう対応すればいいのでしよう?

### 登記済証はどうなるのか?

今までの登記済証の効力が無くなるこ  
とはありません。義務者は現在持つて  
いる登記済証を添付することになります。  
また経過措置によりオンライン指  
定府となるまでは登記完了後に登記済  
証が交付されます。ただし、なにを素  
材として作成するのか? いま決ま  
つていないうえです。

### 保証書が無くなる!

保証書制度が無くなり、かわって本人  
確認のための事前通知制度ができます。

#### 登記済証が添付できない場合

●原則 「本人限定受取郵便」を使つ  
て現住所と前住所に通知を発送して、  
現住所への通知に対し、有効な回答が  
必要、さらに前住所への通知が戻つて  
くることも必要。

### これが難しそうな登記原因証明情報?

新たな添付書類として「登記原因証明  
情報」を作成添付することとなります。

これは必ず提供しなければなりません。  
登記の真実性の確保のために新たに要  
求されることになりました。また添付  
書類として登記所に保存され閲覧可能  
ですから、以後の取引において権原調  
査に役立つ事になります。

- ①資格者代理人（司法書士）が登記義務者の本人と直接面談して確定した情報
- 面談時の本人確認のための資料として、免許証・パスポート・住基カード（写真付き）が必要と考えられています。
- また補充資料として年金手帳、健康保険証など多様なものが考えられます。

相当と認めた場合

- 申請のために登記所に出頭する必要が無くなりました。郵送、宅配便などでの申請が可能となりました。ただし、登記完了後の受領の際は窓口まで行く必要があります。

### 登記所に行かなくてもすむ

この原稿は平成十六年九月十六日の不動産登記法改正に関する拡大公開検討会（日司連）時での未確定情報によりまとめたものです。その後九月末に不動産登記令が公開されています。また十一月末には省令が公開されるようですが、従いまして内容について変更がある場合があります。

### いつ決まるの??

この原稿は平成十六年九月十六日の不動産登記法改正に関する拡大公開検討会（日司連）時での未確定情報によりまとめたものです。その後九月末に不動産登記令が公開されています。また十一月末には省令が公開されるようですが、従いまして内容について変更がある場合があります。

- 例外 下記の場合にそれを登記官が

## 日司連の動き

十勝支部 遠藤豊和

二〇〇四年六月二十四日～二十五日に、千葉・東京ベイホテル東急において開催された第六十五回日司連定期総会に出席しました。

私は二度目の出席ですが、今年は議案提出が非常に多く、議事運営の方々は非常に大変だったと思います。

私自身最後の出席となり、非常に思  
い出深いものとなりました。



## プロボノ活動に関する意見交換会に参加して

広報担当 畠山要蔵

十月九日に札幌司法書士会会議室に於いて、札幌会、函館会、旭川会、釧路会から各一名、及び日司連プロボノ

活動担当委員会の委員二名からなる合計六名の参加のもとで意見交換会が行われました。内容は各会で実施されているプロボノ活動の現状報告と今後の活動方針について意見交換を行いました。その中の札幌会の報告として、会に常設した法律相談を土、日、祭日を除いた日に実施をしていて、簡裁の代理権を授与された会員一名が月一回の負担割合で相談を受けているとのことでした。ちなみに、弁護士のプロボノ活動に関しては東京第二弁護士会が一九九二年に、東京弁護士会及び大阪弁護士会は一九九八年にプロボノ活動を会員に対して義務化しているとのことでした。司法書士については、平成十四

年六月に開催された日司連定期総会で司法書士が公益的活動を行うことを求める決議が可決され「プロボノ活動推進委員会」が設置されました。それに伴いプロボノ活動推進委員会では今後の司法書士が行うプロボノ活動についての内容を検討中ですが、その一つとして、大都市に於けるホームレスの人達の法的支援などが検討されています。これらに伴い、今後このプロボノ活動を拡大推進していくには、活動資金の、手当が必要となるので各会員に何らかの応分の負担が検討されているとの報告を受けました。釧路会では無料法律相談をはじめとして各種のプロボノ活動をしておりますが今後は、日司連から、単位会に対し、さらなる活動計画強化要請があると思われますので、当会としても対応に敏感に反応していかなければならぬのではないかと思われます。

以上、報告致します。

# 会員の動き

☆入会



北田 佑治  
(十勝支部)

生年月日  
昭和十九年  
九月二十一日

登録年月日 平成十六年四月二十三日

登録番号 釧路第一九二号

事務所 広尾郡大樹町北通一番地七

電話番号 ○一五五八一六一五七七五  
FAX ○一五五八一六一五七七七

自宅住所 事務所に同じ  
自宅電話 ✕

☆退会

(釧路支部)

仲内 貞吉

退会年月日 平成十六年九月三十日

登録番号 釧路第八七号

☆死亡



池田信敏  
(十勝支部)

生年月日 昭和十五年  
九月二十二日

死亡年月日 平成十六年八月二十七日  
登録年月日 昭和五十四年一月一日

登録番号 釧路第一一四号

事務所 帯広市白樺一六条

東二十丁目五番地

☆登録事項の変更  
(事務所移転)

小林伸兼(十勝支部)

新事務所 〒〇八三一〇〇三一

中川郡池田町字利別

西町一四番地六

電話番号 ○一五五七一二一八八〇八  
FAX ○一五五七一二一八八〇七

(平成十六年五月二十四日届出)



平成16年4月24日 理事、支部長合同役員会（事務局で）

# 業務日誌

平成十六年四月～

平成十六年十月

4月1日 法律扶助委員会

於：阿部司法書士事務所

2日 登録調査委員会

於：事務局

5日 年金資金運用基金処理

於：事務局

6日 年金資金運用基金処理

於：事務局

7日 法務局挨拶・裁判所所長事務

局訪問

8日 十六年第一回長会

於：日司連ホール  
(中村会長)

9日 " "

非司法書士対策委員会

於：事務局

15日 在釧理事会

於：事務局

17日 ブロツク理事会

於：KKRホテル札幌

(中村会長・志築理事・有賀理事)

19日 監査 於：事務局

23日 年金資金運用基金処理

於：事務局

24日 理事・支部長合同会議

於：事務局

第三十四回政治連盟定時総会

於：キャピトル東急ホテル  
(金倉政連会長)

5月10日 年金資金運用基金処理

於：事務局

7日 补助者申請

13日 交付式

(北田 佑司会員 十勝支部)

於：事務局

在釧理事会

8月10日 年金資金運用基金処理

於：事務局

13日 年金資金運用基金処理

於：事務局

時総会

於：事務局

25日 補助者申請

(表事務所・大岩由見子殿)

6月2日 釧路地裁へ総会終了挨拶

(中村会長・阿部副会長・佐藤理事)

25日 ブランドホテル

- 7月3日 企画・研修委員会  
於：事務局
- 6日 在釧理事会  
於：事務局
- 7日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 16日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 24日 理事会  
於：事務局
- 29日 全国司法ネット担当者会議  
於：日司連ホール  
(阿部副会長)
- 30日 補助者申請  
"(筒井事務所・櫻井安隆殿)"
- 8月4日 補助者申請  
"(北田事務所・岩原克明殿)"
- 5日 "
- 19日 在釧理事会  
於：事務局
- 28日 第一回業務研修会  
於：網走セントラルホテル
- 9月3日 広報部・会報編集委員会
- 4日 消費者問題対策担当者との協議会  
於：旭川グランドホテル  
(野村理事・有賀理事・佐藤理事)
- 16日 不動産登記法改正に関する拡大公開検討会  
於：日司連ホール  
(森理事・佐々木富昭理事)
- 12日 " "
- 16日 ブロック新人研修実行委員会  
於：札幌司法書士会
- 7日 「特定商取引に関する法律等改正説明会」  
於：札幌全日空ホテル  
(一名出席)
- 8日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 10日 非司法書士排除委員会  
於：事務局
- 19日 法律扶助担当者研究会  
於：口イトン札幌  
(阿部副会長)
- 23日 司法書士無料電話相談十時  
十六時  
於：事務局・中札内  
女満別
- 11日 第三回特定分野研究会  
於：スペースアルファ神戸  
(一名出席)
- 24日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 10月2日 クレサラシンポジウム

- 於：ホテル札幌サンプラザ  
(10名出席)
- 3日
- 4日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 8日 全国研修担当者協議会  
於：日司連ホール  
(神津理事)
- 9日 司法書士プロボノ活動に関する意見交換会  
於：札幌司法書士会  
(畠山理事)
- 12日 在釧理事会・業務賠償保険打ち合せ  
於：事務局
- 14日 十六年度第二回会長会  
於：日司連ホール  
(中村会長)
- 15日  
〃
- 政治連盟ブロック定時総会  
於：札幌司法書士会  
(志築政連幹事長)
- 16日 第二回業務研修会
- 18日 補助者申請（松浦事務所・伊藤絹恵殿）  
於：事務局
- 19日 釧路一日合同行政相談  
於：釧路市役所ロビー  
(中川会長)
- 20日 法務局・調査士会との三者打ち合せ会  
於：法務局  
(中村会長・阿部副会長)  
(尾越総務部長)
- 23日 司法アクセス委員会  
於：札幌司法書士会  
(佐藤理事)
- 25日 えせ同和行為対策関係機関連絡会  
於：国際交流センター  
(佐藤理事)
- 26日 年金資金運用基金処理  
於：事務局
- 27日 帯広一日合同行政相談  
於：帯広藤丸デパート
- 29日 在釧理事会  
(村瀬支部長)
- 年金資金運用基金処理  
於：事務局



平成16年8月28日 研修会（網走セントラルホテルにて）



平成16年5月22日 第37回定時総会 於：「とかちプラザ」



司法書士会会報編集委員会

平成16年・  
(第101号)1日発行 会報編集委員  
本間利夫 木暮孫子  
小林伸兼 須藤正美  
担当副会長  
長谷川博一担当副会長  
阿寒ホテルにて  
担当理事  
『井川孝蔵』  
『山森要一也』平成16年9月23日 サラ・クレ電話相談会  
女満別町にて平成16年10月16日 研修会  
帯広市寿御園にて平成16年4月24日 理事・支部長合同役員会  
事務局会議室にて平成16年9月3日 編集委員会  
阿寒ホテルにて

十勝支部 小林 伸兼

会報編集に携わり十年以上になりますが、最近では自筆での原稿を見ることが少なくなり、パソコン等を使用した原稿を目にすることが多くなりました。来年には不動産登記のオンライン申請がオンライン指定窓口にて開始される予定です。時代の流れは思つている以上に速く、司法書士業務の仕方を大きく変化させることになりそうです。発行予定が大幅に遅れたことをお詫び申し上げるとともに、ご多忙の中、会報に寄稿いただきました皆様にお礼を申し上げます。

## 編集後記